

福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

1 趣旨

福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金（以下「災害復旧費補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 交付の目的

災害復旧費補助金は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

3 定義

「社会福祉施設等」とは、別表1の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

4 交付の対象

災害復旧費補助金は、別表2の第1欄に定める施設の種類ごとに、第2欄に定める設置根拠等により第3欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を交付の対象とする。

5 交付の対象除外

災害復旧費補助金は、災害復旧において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

6 交付額の算定方法

災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 3 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 別表 2 の第 1 欄に定める施設の種類ごとに、別表 3 の第 1 欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- (3) (1)により選定された額と、(2)により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額（以下「補助基本額」という。）に、別表 2 の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (4) 別表 4 の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、(3)中の「別表 2 の第 4 欄に定める補助率」とあるのは「別表 4 の第 3 欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

7 交付の条件

災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の設置場所の変更
 - ウ 入所定員又は利用定員
 - エ 事業費の変更（補助金の額に影響のない変更で、かつ、当初の事業費の 20% 以内の変更は除く。）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合に

- は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
 - (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第8号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にとっては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (9) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) (1)から(12)の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

8 申請書の様式等

規則第4条第1項の申請書は第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定めるものとする。

9 変更の承認

規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

10 申請を取下げることができる期日

規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

11 補助金の概算払い

知事は、必要があると認める場合は、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

なお、概算払を受けようとする者は、第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

12 実績報告

規則第13条に規定する実績報告は、第4号様式による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

13 精算交付申請

交付申請時においてすでに事業を完了している場合にあつては、規則第4条の規定による補助金の交付申請と規則第13条の規定による実績報告を併せた精算交付申請を行うことができるものとし、この場合、第5号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

14 補助金の交付の請求

補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、第6号様式による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

15 補助金の返還

知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

16 書類の提出先

規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、施設の種類に応じて県庁の各所管課に提出するものとする。

17 その他

- (1) 特別の事情により、6、8、9、12及び13に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- (2) この補助事業の実施にあたっては、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」によるものとし、その他の必要な事項については知事の定めるところによるものとする。

附 則（3保第2594号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

附 則（4保第2884号）

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。